

5月11日 関西広域連合への申し入れ報告———

高浜原発仮処分の決定はよく読んで検討する

「『世界に類を見ない厳しい基準』」という言い方は悪かった 再検討する」

はじめは規制庁の回答かと耳を疑うほどのひどい内容。厳しい監視を続けよう

5月11日、関西広域連合に「避難計画を案ずる関西連絡会」で高浜3・4号機の再稼働反対と避難計画に関して申し入れを行いました。市民側は、兵庫県議会議員の丸尾さん、高浜原発の運転差し止めを認めた福井地裁仮処分申立人の水戸さんも含めて、20人弱が参加しました。関西広域連合は、広域防災局広域企画課の青木課長補佐と大橋主任が対応し、11時から約1時間半の質問・要望の申し入れとなりました。



今回の申し入れの主な内容は、

1. 高浜仮処分の決定を尊重し、関西広域連合としても高浜原発の再稼働に反対すること
2. 同決定を踏まえ、関西広域連合として、国の規制基準や安全性について独自に検討・検証する委員会を設置すること
3. 原子力災害対策指針の改悪（4月22日）への反対姿勢を確認すること

でした。（質問・要望書は、http://www.jca.apc.org/mihama/takahama/kouiki_q_yobo20150511.pdf）

関西広域連合の避難計画を担当する兵庫県担当者の最初の回答は、「世界に類を見ない厳しい基準」「国の指針の改定は、一定評価できる」「SPEEDI等の予測的手法には疑問がある」等々、まるで規制庁が回答しているのかと耳を疑うほどのひどい回答でした。参加者からの厳しい意見と、事実を確認していく中で、やっといくつか訂正するという状況でした。

市民が厳しい監視を続けていかなければならないと、改めて強く感じました。

◆当初回答では原子力規制委員会の基準は「世界に類を見ない厳しい基準」

→ 議論を経て「再検討する」と訂正

私たちの質問・要望書に対して、広域連合が準備してきた当初の回答では、「原子力規制委員会が判断し、再稼働そのものは国においてなされる」が、「新規制基準は世界にも類を見ない厳しい基準」だと、国と同様、あるいはそれ以上のひどい内容でした。

しかし、参加者から「福井地裁の決定は国の基準が甘すぎると書かれている」、「決定は、行政が守るべき視点を示している」といった意見や、「世界に類を見ない厳しい基準とはどういうことか」、「規制委員会ができたときに、万が一にも事故を起こさない厳しい基準を作れと広域連合は国に申し入れていたが、実際にできた基準の検証はされていないのではないか」と次々に意見を述べました。広域連合の担当者は自らの回答があまりにもおかしいことに気づいたのか、「事故は当然あってはならないこと」「もう一度決定をよく読んで検討します」と態度を変えました。

また「『世界に類を見ない』という言い方は悪かった、再検討する」と述べました。

◆安全性や国の規制基準について、独自に検討する委員会設置については「今後他の県などに聞いたりして、勉強して検討する」

福井地裁の仮処分決定は、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものである」と厳しく批判しています。私たちとしては、関西広域連合として国の基準そのものを検討する必要性があり、専門家も含めて独自に検討・検証する委員会等が必要ではないかと要望しました。特に、昨年12月には関西広域連合が国に要望する中で、立地県並みの同意権を求めているわけですから、同意・不同意の判断をするためにも規制基準や安全性に対して専門的に判断できる委員会が必要だと主張しました。現に福井県や新潟県は独自の専門的な委員会を持っています。関西広域連合の担当者は、兵庫県には専門職がないので委員会は作れないと述べましたが、市民側が、現にある京都や滋賀の専門的な能力を持った組織を広域連合に格上げするなどの方法もある等主張し検討を求めると、「今後他の県などに聞いたりして、勉強させていただいて検討する」との回答になりました。



◆原子力災害対策指針の改悪についても、当初は「一定評価している」と驚くような回答だったが、やっと「懸念は残っている」と認める

原子力災害対策指針というのは要するに原発事故時の避難等の指針ですが、4月22日に国が改悪し、30km圏外はほとんど対策なしとしてしまいました。これに対して翌23日に関西広域連合の知事等が出席した関西広域連合委員会では、鳥取県、京都府、滋賀県の各知事が「我々が求めてきたものから後退している」と厳しく批判し、関西広域連合として、「懸念の残る内容となった」「明確な根拠を持って説明されたい」とする国への申し入れを決めました。申し入れは、内閣府、原子力規制庁、資源エネルギー庁に4月24日から27日にかけてそれぞれ行い、文書回答を求めていると、広域連合の担当者は説明しました。

(関西広域連合の国への申し入れ 「原子力防災対策に関する申し入れ」 2015.4.23

http://www.kouiki-kansai.jp/data_upload/1430435946.pdf)

私たちは、質問要望の第3番目の項目でこれら改悪された内容について質問をしました。30km圏外では、プルーム対策を実施する地域(PPA)の概念がなくなり、安定ヨウ素剤の準備が必要なしとなっている点です。

ところが、担当者の回答は「関西広域連合の申し入れにより、UPZ外の防護対策がとりまとめられたと理解しており、今回の指針改定は一定評価しておりますが、なお疑問点もあることから改めて広域連合として要望を実施しているところであります」と、驚くようなものでした。国は指針改定で、UPZ外(30km圏外)の防護対策は必要なしとしているのに「広域連合の申し入れが認められた」「一定評価している」との回答に、本当に指針の内容を理解しているのか、関西広域連合での議論を踏まえた回答なのかと、参加者一同あきれてしまいました。関西広域連

合の国への申し入れでは、避難においてSPEED I等の予測的手法を使わないことに批判と疑問が出ているのに、対応した職員は「予測的手法には疑問がある」などと国と同じことを発言していました。まるで規制庁が回答しているかのようでした。これまで広域連合が国へ要望してきたことから大きく後退している、知事たちは国の指針に怒っている、屋内退避万能論ではおかしいのでは、と指摘すると、「それはそうなりますね」といい、国への申し入れにある文言の「懸念は残っている」とやっと認めました。

最後に、以前から問題にしている、原発事故時の避難所が土砂災害等の危険区域にある問題について、見直しは進んでいるのかと問いました。「自然災害の際の兵庫県民の避難所をいま見直している段階で、まだ原発事故時の避難所の見直しまでは進んでいない」と、相変わらずの回答でした。

質問が後から追加になったとして今回は答えのなかった「屋内退避は要援護者にとって大きな負担を強いるのではないですか」については、後日に回答することになりました。

また、30km圏内（京都府・滋賀県）の要援護者施設で、放射線防護対策を施した施設（シェルター化）の数と施設名を示すよう求めました。

（なお、今回の申し入れについて、神戸新聞のネット記事にも載っています

「原発再稼動に独自の評価基準を 市民団体が広域連合に要望書」神戸新聞 2015.5.12

<http://www.kobe-np.co.jp/news/shakai/201505/0008017109.shtml>)

2015年6月29日

避難計画を案ずる関西連絡会 参加者一同